

## 「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る中間案 に対する御意見の募集について(パブリックコメント)

宮城県では、「みやぎ食と農の県民条例」に基づき食、農業及び農村の振興に関するおおむね10年を期間とする基本的な計画として「みやぎ食と農の県民条例基本計画」を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に展開しています。

現行の「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」(令和3年度～令和12年度)は、令和3年3月に策定してから5年目を迎えておりますが、社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、令和7年度に必要な応じて見直すこととしております。

現在、宮城県では、有識者の御意見も踏まえながら、この計画の見直しを行っており、この度、中間案を作成しましたので、県民の皆様の御意見を募集いたします。

### 1 公表する案の名称

「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る中間案

### 2 公表する関係資料

「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る中間案(概要)

「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る中間案(本文)

### 3 計画案及び関係資料の公表場所

県ホームページ

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noseise/shokuno-public-comment.html>)

農業政策室(県庁10階)

県政情報センター(県庁地下1階)、各地方振興事務所(地域事務所) 県政情報コーナー(仙台地方振興事務所を除く。)

### 4 御意見の募集期間

令和7年8月28日(木曜日)から令和7年10月10日(金曜日)まで

※郵便については当日消印有効

### 5 御意見の提出方法

- ・ 郵便、ファクシミリ、電子メール、電子申請(LoGoフォーム)
- ・ 意見提出の様式は自由ですが、いずれの方法の場合でも、住所、氏名(団体・企業の場合は、その名称及び代表者の氏名)、電話番号の記載は必須です。
- ・ 御意見の提出は日本語に限ります。

### 6 御意見の提出先

宮城県農政部 農業政策室 企画班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

FAX番号：022-211-2889

電子メールアドレス：[noseise-k@pref.miyagi.lg.jp](mailto:noseise-k@pref.miyagi.lg.jp)

電子申請(LoGoフォーム) <https://logoform.jp/form/GQGB/1191947>



電子申請(LoGoフォーム) QRコード

## 7 今後の予定

「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しについては、県内の各産業の有識者で構成される産業振興審議会に知事から諮問を行っています。中間見直し後の計画については、同審議会の答申を経て、令和8年2月頃に議会に付議し、同年3月頃に公表する予定としております。

県民の皆様から頂いた御意見とそれに対する宮城県の考え方につきましては、令和8年2月から3月頃に計画の成案と併せて上記「3 計画案及び関係資料の公表場所」と同じ場所で公表する予定です。